

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書NO. 7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【氏名又は名称】	舩田圭良
【住所又は本店所在地】	福岡県糸島市
【報告義務発生日】	令和3年10月15日
【提出日】	令和3年10月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	五洋食品産業株式会社
証券コード	2230
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	TOKYO PRO Market

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	舩田圭良
住所又は本店所在地	福岡県糸島市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	元会社役員
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	五洋食品産業株式会社 管理部
電話番号	092-332-9610

(2)【保有目的】

発行会社の元代表取締役であり、安定株主として株式を保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）		234,047		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A		-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	234,047	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			234,047
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年10月15日現在）	V	1,807,172
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		12.95
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		12.79

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、三井物産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が発行者の発行する普通株式（以下「発行者株式」といいます。）に対して令和3年10月18日より開始した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）並びに公開買付者及び提出者が本公開買付けの成立を条件として発行者の株主を公開買付者及び提出者のみとすべく実施予定の株式併合手続等に関し、令和3年10月15日付で、公開買付者との間で以下を含む株主間協定書（以下「本協定書」といいます。）を締結しています。

- (i) 提出者は、本公開買付けにつき、提出者が所有する発行者株式（以下「本株式」といいます。）の全部を応募しないこと、及び、本公開買付けの実施期間前又は期間中に第三者による発行者株式に係る公開買付けが開始された場合、提出者は、かかる公開買付けに本株式を応募しないこと
- (ii) 本公開買付け成立後、公開買付者が発行者に対して開催を要請する臨時株主総会にて付議予定の（a）発行者の上場廃止申請に関する議案、（b）発行者の取締役及び監査役の選解任に関する議案、（c）株式併合に関する議案、（d）発行者の株主名簿管理人の廃止に関する議案、並びに（e）上記（a）乃至（d）に付随する事項（定款変更を含む）に関する議案について、提出者が賛成の議決権行使を行うこと
- (iii) 上記（ii）に記載の臨時株主総会において、発行者の取締役を4名以上とし、その内3名以上を公開買付者が指名し、かかる取締役の他に、提出者が発行者の取締役に就任すること
- (iv) 本公開買付け成立後、（a）本協定書締結日から3年が経過し、かつ、公開買付者又は公開買付者の指定する第三者が本株式を所有することが発行者の利益に資すると公開買付者が判断した場合、（b）提出者が発行者の取締役の地位を喪失した場合、（c）提出者が死亡した場合、又は（d）提出者が発行者の企業価値を毀損すると公開買付者が判断する行為を行った場合には、公開買付者は提出者に対して、公開買付者又は公開買付者の指定する第三者に本株式の全てを売り渡すよう請求することができること、また、上記売渡請求における発行者株式1株当りの価格は、本公開買付けにおける発行者株式1株当たりの買付け等の価格（但し、株式併合や株式分割等が行われた場合には、当該併合、分割の割合による調整がなされる。）とすること。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	40,826
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	40,826

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地